

○議事日程

令和5年6月22日（木） 第5日

- | | | |
|----|----------------|--|
| 第1 | 会議録署名議員の指名について | |
| 第2 | 議案第22号 | 岐南町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について |
| 第3 | 議案第23号 | 岐南町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について |
| 第4 | 議案第24号 | 岐南町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について |
| 第5 | 議案第25号 | 岐南町子ども・子育て会議条例の一部を改正する条例について |
| 第6 | 議案第29号 | 工事請負契約の締結について（岐南町図書館空調整備等改修工事） |



○本日の会議に付した事件

- | | | |
|----|----------------|--|
| 第1 | 会議録署名議員の指名について | |
| 第2 | 議案第22号 | 岐南町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について |
| 第3 | 議案第23号 | 岐南町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について |
| 第4 | 議案第24号 | 岐南町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について |
| 第5 | 議案第25号 | 岐南町子ども・子育て会議条例の一部を改正する条例について |
| 第6 | 議案第29号 | 工事請負契約の締結について（岐南町図書館空調整備等改修工事） |
| 第7 | 決議案第1号 | 小島英雄岐南町長に対する辞職勧告決議について |



○出席議員 10名

1	番	長谷川	淳	君
2	番	村山	博司	君
3	番	松本	暁大	君
4	番	三宅	祐司	君
5	番	後藤	友紀	君
6	番	松原	浩二	君
7	番	櫻井	明	君
8	番	渡邊	憲司	君
9	番	木下	美津子	君
10	番	岩田	晴義	君

○欠席議員

なし

○説明のため出席した者の職氏名

町	長	小島	英雄	君				
副町	長	傍島	敬隆	君				
教	長	野原	弘康	君				
育	者	井上	哲也	君				
会	計	管	理	者				
総	務	部	長	小関	久志	君		
総	合	政	策	部	長	三輪	学	君
福	祉	部	長	中村	宏泰	君		
土	木	部	長	安田	悟	君		
住	民	部	長	岩田	恵司	君		
総	務	課	長	服部	貴司	君		
財	政	課	長	記野	雅之	君		
総	合	政	策	課	長	撰田	真広	君

○職務のため出席した事務局職員

議	会	事	務	局	長	堀	場	康	伸
書					記	西	脇	信	一郎

開議

午前10時 開議

○議長（後藤友紀君） ただいまから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、さきにご通知申し上げたとおりであります。

なお、本日の定例会に際し、報道関係のカメラ等の撮影を許可しておりますので、ご承知おきください。



第1 会議録署名議員の指名について

○議長（後藤友紀君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員には、会議規則第120条の規定により、議長において10番 岩田晴義議員、1番 長谷川 淳議員の両名を指名します。



福祉土木常任委員会報告書
本委員会に付託の事件は、審査の結果、下記のとおり決定しましたから、会議規則第72条の規定により報告します。

記

事件番号	件名	審査の結果
議案第22号	岐南町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について	原案のとおり可決すべきもの
議案第23号	岐南町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について	原案のとおり可決すべきもの
議案第24号	岐南町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について	原案のとおり可決すべきもの
議案第25号	岐南町子ども・子育て会議条例の一部を改正する条例について	原案のとおり可決すべきもの

令和5年6月22日

岐南町議会議長 後藤友紀様

福祉土木常任委員会委員長 木下美津子



第2 議案第22号から第5 議案第25号まで

○議長（後藤友紀君） 日程第2 議案第22号から日程第5 議案第25号までの4案件を一括して議題とします。

(議案掲載省略)

○議長（後藤友紀君） この4案件について福祉土木常任委員会における審査の報告を求めます。

○議長（後藤友紀君） 福祉土木常任委員会委員長 木下美津子議員。

○福祉土木常任委員会委員長（木下美津子君） 福祉土木常任委員会委員長、木下でございます。今期定例会におきまして、福祉土木常任委員会に審査を付託されました議案につきましては、去る6月9日、委員全員と町長以下関係理事者の出席を得まして委員会を開催し、慎重に審査をいたしましたので、審査の主な内容を含めまして、その結果をご報告申し上げます。

初めに、議案第22号 岐南町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてを議題とし、質疑に入りました。

委員から、町内に該当する事業者数とその規模はとの問いに、理事者側から、町内で該当する事業所は、小規模保育事業所が1か所、定員は12名ですとの答弁がありました。

また、委員から、送迎を目的とした自動車の乳幼児見落とし防止装置に対する町の補助制度はあるのかとの問いに、理事者側から、国の保育環境改善事業の中に安全対策事業というものがあり、送迎バスの安全装置の設置を行う補助メニューがあります。補助率は、国、県、町それぞれ3分の1ですが、現在町内には送迎バスを利用している保育施設はありませんとの答弁がありました。

また、委員から、こども家庭庁の設置に伴う事務移管は具体的にはどのような内容かの問いに、理事者側から、内閣府や厚生労働省等にあった業務がこども家庭庁に一元化され、主に妊娠・出産の支援、母子保健、保育教育の無償化、子どもの居場所づくり等を所管するこども成育局、児童虐待、子どもの貧困、障害児、いじめ等を所管するこども支援局として組織されていますとの答弁がありました。

また、委員から、安全計画の内容のチェックに関する町としての考え、及び事業者は感染症予防等の訓練を定期的実施するとあるが、町として例えば3か月や半年に1回実施というような考えはあるのかとの問いに、理事者側から、いずれも年度初めを含む事業の開始時、あるいは保育事業者が実績報告等を提出する際のほか、現場視察や事業者との打合せの際に随時確認をする予定をしています。特に、安全計画については策定が義務化されたことに伴い、保育事業者に対し交通安全指導、園外保育の際のお散歩コースの事前点検、災害時や不審者の侵入時の緊急通報等に関する対応マニュアルの作成を指導し、当該マニュアルを町に提出していただき、今後の指導、監査の確認資料としていきますとの答弁がありました。

その他質疑の後、採決したところ、賛成全員で原案のとおり決定をいたしました。

次に、議案第23号 岐南町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてを議題とし、質疑に入りました。

委員から、安全計画の策定確認はいつ誰がどのように行うのかとの問いに、理事者

側から、本年度のできるだけ早い時期に、放課後児童クラブの受託業者に作成いただき、町に提出された後、計画の内容を確認します。家庭的保育事業などと同様に、年度初めや事業者が事業の実績報告等を提出する際のほか、現場視察や事業者との打合せの際に随時確認し、指導や監査を徹底していきますとの答弁がありました。

次に、委員から、安全計画に記されている職員研修の実施団体はあるのかとの問いに、理事者側から、研修や訓練は学童保育の運営に携わる全ての職員が受講することとされており、受託法人の主催による学童保育室での実地訓練や受託法人の職員のオンライン研修等を予定していますとの答弁がありました。

その他の質疑の後、採決したところ、賛成全員で原案のとおり決定いたしました。

次に、議案第24号 岐南町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてを議題とし、質疑に入りました。

委員から、こども家庭庁の業務は多岐にわたるが、町は全てに関わらなければならないのかとの問いに、理事者側から、こども家庭庁の所管業務のほとんどが子ども安心課の担当業務ですとの答弁がありました。

その他の質疑の後、採決したところ、賛成全員で原案のとおり決定いたしました。

次に、議案第25号 岐南町子ども・子育て会議条例の一部を改正する条例についてを議題とし、質疑に入りました。

委員から運用に関して予想されるよい点、あるいは懸念はあるのかとの問いに、理事者側から、今回の条例改正は子ども・子育て支援法の一部条文が削除されたことによる関係条項の条ずれがあったため、本町の条例との整合性を図ったものですが、岐南町子ども・子育て会議の位置づけや運営自体に変更点はありませんとの答弁がありました。

その後、採決したところ、賛成全員で原案のとおり決定いたしました。

以上で委員長報告を終わります。

○議長（後藤友紀君） 以上で委員長報告は終わりました。

最初に、議案第22号について、委員長報告に対する質疑を許します。質疑はありませんか。

（質 疑 な し）

○議長（後藤友紀君） 質疑がないようですから、これをもって質疑を終結します。

これより討論を許します。討論はありませんか。

（討 論 な し）

○議長（後藤友紀君） 討論がないようですから、これをもって討論を終結します。

これより採決します。議案第22号について、委員長報告は原案を可決とするもので

あります。

議案第22号を委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(後藤友紀君) 起立全員であります。よって、議案第22号 岐南町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

次に、議案第23号について、委員長報告に対する質疑を許します。質疑はありますか。

(質疑なし)

○議長(後藤友紀君) 質疑がないようですから、これをもって質疑を終結します。これより討論を許します。討論はありますか。

(討論なし)

○議長(後藤友紀君) 討論がないようですから、これをもって討論を終結します。これより採決します。議案第23号について、委員長報告は原案を可決とするものがあります。

議案第23号を委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(後藤友紀君) 起立全員であります。よって、議案第23号 岐南町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

次に、議案第24号について、委員長報告に対する質疑を許します。質疑はありますか。

(質疑なし)

○議長(後藤友紀君) 質疑がないようですから、これをもって質疑を終結します。これより討論を許します。討論はありますか。

(討論なし)

○議長(後藤友紀君) 討論がないようですから、これをもって討論を終結します。これより採決します。議案第24号について、委員長報告は原案を可決とするものがあります。

議案第24号を委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(後藤友紀君) 起立全員であります。よって、議案第24号 岐南町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する

条例については、原案のとおり可決されました。

次に、議案第25号について、委員長報告に対する質疑を許します。質疑はありませんか。

(質 疑 な し)

○議長（後藤友紀君） 質疑がないようですから、これをもって質疑を終結します。

これより討論を許します。討論はありませんか。

(討 論 な し)

○議長（後藤友紀君） 討論がないようですから、これをもって討論を終結します。

これより採決します。議案第25号について、委員長報告は原案を可決とするものがあります。

議案第25号を委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛 成 者 起 立)

○議長（後藤友紀君） 起立全員であります。よって、議案第25号 岐南町子ども・子育て会議条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

————— ◇ —————

第6 議案第29号

○議長（後藤友紀君） 次に、日程第6 議案第29号を議題とします。

—————

(議 案 掲 載 省 略)

—————

○議長（後藤友紀君） この案件に対する提出者の説明を求めます。

小島英雄町長。

○町長（小島英雄君） 議案第29号 工事請負契約の締結についてご説明申し上げます。

本案件は岐南町図書館空調設備等改修工事を実施するもので、地方自治法第96条第1項第5号及び岐南町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

本工事は去る5月29日に一般競争入札を実施しました結果、岐阜県岐阜市則武東2丁目18番38号 株式会社ダイワテクノ 代表取締役社長 廣川 重幸と5,093万円の工事請負契約をいたすものでございます。

なお、この工期は、工事請負契約の締結について承認を得た日より、令和6年3月20日までとし9月以降、機器が納入され次第順次施工していく予定をいたしております。

以上です。

○議長（後藤友紀君） 以上で説明は終わりました。

最初に議案第29号に対する質疑を許します。質疑はありませんか。

(質疑なし)

○議長（後藤友紀君） 質疑がないようですから、これをもって質疑を終結します。

これより討論を許します。討論はありませんか。

(討論なし)

○議長（後藤友紀君） 討論がないようですから、これをもって討論を終結します。

これより採決します。議案第29号を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長（後藤友紀君） 起立全員であります。よって、議案第29号 工事請負契約の締結について（岐南町図書館空調整備等改修工事）は、原案のとおり可決されました。



〔「動議」との声あり〕

〔「小島岐南町長の辞職勧告決議案を提出いたします」との声あり〕

○議長（後藤友紀君） ここで暫時休憩します。

議員の皆さんは協議会室にお集まりください。

午前10時16分 休憩

午前10時23分 再開

○議長（後藤友紀君） 休憩を終わり、会議を再開いたします。

ただいま8番 渡邊憲司議員から小島英雄岐南町長の辞職勧告決議案が会議規則第13条に基づき提出されました。なお、地方自治法112条の規定によりこの動議は成立しています。

決議案はお手元に配付したとおりであります。小島英雄岐南町長の辞職勧告決議案の動議を日程に追加し、追加日程第7として議題とすることについて採決します。

この動議を日程に追加し、追加日程第7として議題とすることに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長（後藤友紀君） 起立全員であります。よって、この動議を日程に追加し、追加日程第7として議題とすることは可決されました。



第7 決議案第1号

○議長（後藤友紀君） 追加日程第7 決議案第1号を議題とします。

(議案掲載省略)

○議長（後藤友紀君） この案件に対する提出者の説明を求めます。

8番 渡邊憲司議員。

○8番（渡邊憲司君） 皆さん、おはようございます。

小島英雄岐南町長に対する辞職勧告決議案。

令和5年5月18日付の文春オンラインの報道を受け、議会への説明要求に応じることのないまま、同日午後7時からの記者会見で、2021年に元副町長から、頭をなでるなどのセクハラ行為について注意を受けていたにもかかわらず、現在に至るまで頭をなでる行為や、どけと言って手の甲で身体の一部を触れる行為、下着が透けていると指摘していたことなどを認められています。

厚生労働省の見解において、1、労働者の意に反する性的な言動、2、性的な言動によって仕事上の不利益を受けたり、もしくは就業環境が害されたりしたことという2つの要件に当てはまる行為をセクハラと判断するとされています。

さらに、人事院において、セクハラは不快であるか否かの判断をされるものであり、基本的に受け手が不快に感じるか否かによって判断され、受け手の感じ方が不明でも、通常人が不快と感じるか否かで判断するものとされており。

町長は一連の行為に対してセクハラとの認識がなかったと発言されていますが、さきに述べたセクハラとの定義のとおり、誰が見てもセクハラ行為であることは明らかであり、町長の認識は一般的な倫理観と大きく乖離しているものであります。また、コンプライアンスを徹底すべき自治体の長でありながら、「嫌なら嫌とはっきり言ってもらえればよかった」というセクハラ行為を受けた相手に非があるかのような発言を繰り返していることは、公務の信頼性を著しく失墜させる行為であります。

小島町長の行った一連の行為や言動はハラスメントと認められる行為であり、今後もこのままの状態が続けば、職員の労働環境が悪化して士気も低下し、生産性も落ち、さらにはメンタルの不調を招き、休職者や退職者が発生したりするなどの影響が生じるおそれが懸念されます。

これら一連の事項は小島英雄町長の品位や倫理観を問うものであり、岐南町を混乱させ、信用を著しく失墜させたことから、本議会として町長の職にふさわしくないと判断し、住民の信頼に応えるべく議会の自浄能力によって処分し、ハラスメントのない町として新たな一歩を踏み出すために、小島英雄町長に対して速やかに町長の職を辞することを強く求めるものである。

令和5年6月22日 岐南町議会

○議長（後藤友紀君） 以上で説明は終わりました。

最初に、決議案第1号に対する質疑を許します。質疑はありませんか。

3番 松本暁大議員。

○3番（松本暁大君） 皆さん、おはようございます。3番議員、松本です。議長のお許しをいただきましたので、提出されました辞職勧告決議案について1点だけ質疑のほうをさせていただきます。

今回のハラスメント疑惑記事の発表後、議員全員が集まって協議が行われました。その中で私が議員の皆さんにお尋ねをさせていただいた件について改めてこの場でご質問のほうをさせていただきます。

令和5年5月18日、週刊誌から岐南町長によるハラスメント疑惑の記事が掲載されましたが、この記事が発表される前日以前に週刊誌からおのこの議員に対し記者より問合せ、お尋ねがあったのか。また、これらの動きを議員が事前に知り得ていたことであるのか、併せてお尋ねします。

今回の件につきましては、うわさの多いと言われる当町といえど、通常では考えられない、ちまたでは文春砲と言われる世間でも大きな反響を呼ぶ週刊誌からの問合せ、ハラスメント疑惑という事の重大さを議員が事前に知り得ていながら、自らが議会や他の議員に相談や行政に問合せをするなど、事実の確認や対処をせず黙認し、結果的に岐南町住民をも巻き込んだ問題にまで発展させた。議員としての資質に大きな疑問を感じずにはられません。

首長たる町長と職員の関係と、独立し行政を監視する機能を持つ議会及び議員は立場は全く異なります。辞職勧告決議案を議会から、議員から提出するという観点から討論を考えるにも非常に重要な内容であります。よろしくお願いします。

○議長（後藤友紀君） 8番 渡邊憲司議員。

○8番（渡邊憲司君） 今回の動議は小島町長のセクハラに対する動議であり、文面や内容以外の質問については討論で話すべきことなので、お答えすることはできません。

以上です。

○議長（後藤友紀君） ほかに質疑はありませんか。

2番 村山博司議員。

○2番（村山博司君） 2番議員、村山です。議長のお許しをいただきましたので、私はこの辞職勧告決議案の文面についてご質問いたします。

冒頭、提出者は、議会への説明要求に応じることのないままと説明されましたが、いつどなたに説明要求をされたのですか。

私は5月18日、議長からのLINEでこの件を知り、同日19時から「記者会見の傍聴はお控えください。町長、副町長への質問もご遠慮してください」との連絡が入りました。そして、夜遅く議長から、翌5月19日、議員への説明会開催の連絡をいただきました。一連の流れを考えますと、説明に応じていただいているようにも思うのですが、ご答弁をお願いいたします。

2つ目、小島町長の行った一連の行動や言動は、ハラスメントと認められる行為であり、今後もこのままの状態が続けば、職員の労働環境が悪化して士気も低下し、生産性も落ち、さらにはメンタルの不調を招き、休職者や退職者が発生したりする等の影響が生じるおそれが懸念されますというご説明でしたが、さきの一般質問で私が述べた働きやすい職場環境の実現に向けて行政と議会が一致団結し取り組むことが最重要課題であります。それが町民の負託に応えることであります。このたびの第三者委員会の調査はいわゆるセクハラ事案に焦点を当てた調査であります。

そこで、1つ大きな問題は、ハラスメントがもしかしたら現在進行形で存在している、あるいは過去に何度かハラスメントを受けたといった潜在的な問題が解決されないうまま職員を苦しめているのではと危惧しております。まず、最重要課題は働きやすい職場環境実現に向けての行動ではないでしょうか。その点についてご見解をお伺いいたします。

最後に3つ目、先ほど議会の自浄能力によって処分しと発言されましたが、私の認識しているところでは、自浄能力というのは議会の問題点を我々議員で改めるかどうかという力の意味であるというふうに認識しております。そういった観点から言いますと、議会の自浄能力によって処分というのは私はちょっと理解ができなかったものですから、改めてご説明をお願いいたします。

以上でございます。

○議長（後藤友紀君） 8番 渡邊憲司議員。

○8番（渡邊憲司君） 1つ目の質問にお答えします。説明要求を誰がしたのかというお話ですが、私は議長から事務局のほうに打診をしていたという話を聞いております。

2つ目、休職者や退職者が発生したりなどの影響が生じるおそれ、懸念があるという僕がお話したことについての質問だと思いますが、以前2021年、先ほども説明しましたが、元副町長から頭をなでるなどのセクハラの行為をしていて注意を受けていたんです。それでもまた触りだしたということが僕は問題視をしているところであります。ですから、この辞職勧告決議案を出しました。それが2つ目です。

3つ目、自浄作用についてですが、組織内の悪い部分を自らの力で改善すること、つまり議員が悪いところがあったらやっぱりきちっと指摘し、なおかつこの場合はや

めてほしいということで辞職勧告を出したので、3つ目の質問を終わります。

以上です。

○議長（後藤友紀君） ほかに質疑はありませんか。質疑がないようですから、これをもって質疑を終結します。

これより討論を許します。討論はありませんか。

3番 松本暁大議員。

○3番（松本暁大君） 3番議員、松本です。このたび提出された小島町長に対する辞職勧告決議案に対し反対の立場で討論を行います。

先ほど質疑のほうで質問のほうをさせていただきましたが、ご回答をいただけなかったということで、私のほうからお話のほうをさせていただきます。簡単にですけれども、そのときのお話の内容では、お一人の議員は事前に記者よりそういう問合せがあったということ、その他議員は全くなかった、事前に知り得ることもなかったということでお話をいただきましたので、その点については私からお話のほうをさせていただきます。

そしてもう1点、議会の自浄能力によって処分しという点ですけれども、この自浄というものは己自身を指す言葉であって、言い換えれば議会が議会及び議員の品位を汚すものに対し、自ら防ぐために議員を処分するという意味合いであるならば、私も同感であります。

それでは、反対の立場の討論のほうをさせていただきたいと思います。

では始めます。提案者である渡邊副議長より、辞職勧告決議の趣旨は拝聴させていただきました。令和5年5月18日、週刊誌から岐南町長によるハラスメント疑惑の記事が掲載され、同日19時より記者会見が行われました。この内容につきましては、先ほどの趣旨のとおりであると思っております。現代におけるハラスメント定義についてもそのとおりだと思います。

しかし、それはあくまでも定義についてであり、第三者がその行為について判断を行うためには、事実関係を確認できない限り一方の主張だけでは判断できないものだと私は考えております。現時点では当事者から告訴をされた、また法に触れる行為であったかまでは定かとなっているわけではありませんが、事実として認識できることは、頭をなでる行為、手の甲で体の一部に触れる行為、下着が透けていると指摘した行為であります。これについて町長の主張では、長時間勤務をしている職員に対しての激励の意味合い、公務員としての服務規程の遵守のためというお話であります。

定義においてハラスメントというものは、受け手側が不快に感じるかどうかにおいてとありますことから、その点について町長は時代錯誤であったと謝罪をされてお

ます。2021年に元副町長より、頭をなでる行為等で注意を受けられたということでもありますので、そのときのご認識が甘かったということについては、幾ら激励のつもりであったとしても深く深く反省していただかなければなりません。

記事には、その他のハラスメント行為について何項目もの記載がありますが、町長ご自身はそれらを否定されており、事実確認ができていない以上、たびたび申し上げてはおりますが、現時点では疑惑の状態にあります。

当事者という点についても、小島町長は判明しておりますが、一方は全く分からない状態であり、私の先日の一般質問においてもお話をさせていただきましたが、ハラスメントというものは当事者間の人間関係や感情、またその他状況によって様々に受け取られるものであり、繰り返しにはなりますが、一方の主張だけで判断できないものだと考えます。こういう言い方をすると、職員がうそを言っているのかということをおっしゃられる方もおられますが、そういうことではなく、判断できない、分からないと申しているだけです。議員という立場であるからこそ、事実に基づいた正しい情報を得て、冷静に公正な判断をしなければならぬと考えています。

このようなハラスメント問題は、当町のみならず、様々なところで往々にして起こり得ている問題です。当事者間によって様々に受け取られる点、証拠が残りにくい点など非常に難しい問題であるからこそ、内部における真摯な対応や相談窓口などを設置し、自浄作用によって解決を図っていくものであるにもかかわらず、当町においてはそれが全く機能していなかった。だから、外に出てこのような大きな問題になった。相互の認識にそごがあったということで第三者委員会の設置により公正なる事実確認、再発防止を徹底する体制を構築するために、議会として予算の承認をさせていただきました。

今回の一連の記事、町長のハラスメント行為についてのみの記載しかありませんが、これらのほかに町長と議会の関係、議員との関係も大きく関わっているものと私は思っております。そして、なぜいきなり文春砲なのか。同僚や上司が話にならないのなら、一般人よりも職員の近くにいる私たち議員であったり、監視をしている立場でもある議会に対しこのような相談が、話がなぜなかったのか。そういう意味でも私自身、議員として非常に情けない、ざんきの念に堪えません。

○議長（後藤友紀君） 傍聴人に申し上げます。静粛に願います。

○3番（松本暁大君） よろしいですか。続けます。

事実の行為があつて、不快な思いをされた職員の方、全国に岐南町を恥にさらしてしまったことについて、議会及び議員としても大いに責任を感じております。相談等があつたのであれば、それを見過ごし、週刊誌によって公表され、町民の名誉を傷つ

けるまでに至った行為というものは決して許されるべきではないと私は思っております。これこそ議会が、議員自身が議会の軽視、品位の失墜である、私はそう考えております。

このたびの件、町長のハラスメント疑惑の問題だけでなく、議会及び議員の責任問題もあると考えております。そういった中で単に町長が辞職をすれば済むという簡単な話でもないとは考えております。小島町長の品位を問う内容もございましたが、幾ら時代錯誤といえど、他意はないと自覚していた行為が一方的な主張によって自身の主張が封殺されてしまう状況に置かれ、ここまで追い込まれてしまう状況になれば錯乱状態に陥ってしまう、このような事態は私自身全く理解できないわけではありません。

これらを含め判断をするには、何度もお話ししますが、現時点で事実として認識して判断できる情報が少なく、いまだ多くの事実関係が確認できていない中で、議会からの辞職勧告決議案は時期尚早、一方的であるため私は反対とさせていただきます。

最後に、小島町長に改めて申し上げます。先日の全員協議会にて町長がお認めになられ謝罪をされた行為以外事実ではないとおっしゃられるのであれば、週刊誌を名誉棄損で告訴していただきたい。ご自身もさることながら、岐南町の町民の名誉を回復していただきたいとお話ししましたが、拒否されましたね。私自身ならば、事実でないならば、これほどまでに社会的に抹殺されては気がふれます。全てが終わりです。なぜ訴えないのか、理解に苦しみます。いや、理解できません。町長のご主張とつじつまが合いません。訴えても敗訴をする、意味がないと考えることであるならば、それは記事を事実としてお認めになったということでもありますから、誰かに言われるまでもなく、いきぎよくご進退を決めるべきです。そうでないならば、週刊誌を告訴してください。町民の名誉を回復してください。

以上で私の反対討論を終わります。

○議長（後藤友紀君） ほかに討論はありませんか。

10番 岩田晴義議員。

○10番（岩田晴義君） 議長のお許しをいただきましたので、討論させていただきます。

今回のことにつきまして、昨日今日始まったわけやなく、私は町長との人間関係の中でも議員時代から含めて20年余りのやはりいろいろな町長のやってきたこと、議員時代からやってきたことを含めてのセクハラだけやなしに、パワハラそしてモラハラ、そういうことも含めてのやはり私は問題点がある、今回出てきた。議員がそれだけの監視能力があったかといつて、イエスマン議員ばかりでしょう。そんな状況で議員に

町民の皆さんや、そして職員の皆さんでもしそういうことが起きた場合、お話ができるかなということ。

今回の第三者委員会は740万という公費を費やすわけでございます。これはあくまでも全協の場でもお話ししましたが、職員のやはり安心・安全のためにきちっとしたマニュアルをつくるために行うものであるというふうに解釈しておるわけでありまして、町長がこれを結果を待って白黒つける、検討するというようなためのものではないということ、これは何回でも申し上げておるわけであります。そのための740万、非常に高いものでございますので。

そういうような中でこれが大体1月頃終わるということでございます。しかし、今のこの状況の中で、これだけ多大な岐南町というこの町、これだけ辱めにしてしまった、やはりこの責任を議会としてでも何とかしなきゃならないとなったときに、やはり町長が辞職して民意を取るということ。選挙に出る、速やかに。いつまでもいつまでもああでもないこうでもないと言って、例えば誰々にはめられた、何々がはめられた、そういうようなことを弁明するような、そういうことをしてはいけない。そして、民意を取るというのは、自分でもし無罪であるならば、選挙で訴える、後援会で訴える、そして自分で文春砲というものに対してどうしても納得できなければ、弁護士を使って訴訟を起こす、これが当たり前の行為でありまして、岐南町だけは第三者委員会の公平の立場でというようなことでは、これは納得できないわけです。あくまでも町民の血税でございまして、そしてやはり町長が早めに辞職しないと、令和6年度の予算編成というのは10月から始まるわけです。10、11、12、各課で集めてきて、12月で町長、副町長ということで、1月が最終的な要するに決裁、そして2月の下旬に議会のほうへ上程されて、議会のほうで審査しなきゃならない、そういう状況下の中で、どうなるかわからない町長、民意を取らなければならないというような状況でおる町長が、早くやめて、次の新たな民意の町長でやはり予算編成を組むというのがその常識でございます。そのことに対してこの辞職勧告決議案、これ出た。そうしたらこれはやめないよと。どうするんだと。次の一手。そうしたらもう不信任かとか。例えば不信任通って、議会解散ということをもう何かちらっと聞こえておりますけど、議員の選挙やって、町長の選挙やって、それだけでもう日にちと1,000万ぐらいの金がかかるといふこと。だから、町長みずから辞して、自分は潔白であると、間違いないということを町民の皆様方にどんどんどんどんPRするというのが当たり前なんですよ。これが政治家なんです。このままの状態では第三者委員会とて言いながら、出てきたものを検討するということですから、どうなるかわからないですよ。それも1月になっちゃいますがね。だから、町民の皆様方に対してこれ以上の大きな損失を

与えるということはよろしくないということでございます。この根本的なことは、目が覚めた議員が多くおみえになりますので、イエスマン議員がいかんということですよ。いいですか、イエスマン議員が。これだけははっきり言っておきます。

そういう中で私はこの辞職勧告決議案に賛成させていただきます。

以上で終わります。

○議長（後藤友紀君） ほかに討論はありませんか。

2番 村山博司議員。

○2番（村山博司君） 議長のお許しをいただきましたので、討論させていただきます。

先般6月16日の週刊文春電子版で第2版が出たわけではありますが、町民の皆様から多数の声をいただきましたので、一部ご紹介させていただきます。

週刊文春は今回セクハラの決定的な証拠となる音声を確認したと報じています。女性職員の中に週刊文春へ何度も情報提供している方がみえると思うと、岐南町の住民としては悲しい気持ちになる、そんな声もいただきました。そこで町民の声をお伝えします。

若い職員だけではこの一連の情報が活字になるのは到底不可能であろう。雑誌社にいきなりリークしたのが不自然過ぎる。外部に職員から情報を引き出した人がいて、その人がリークしたのではないか。若い職員が情報を流したのであれば、服務規程違反になるんじゃないんですか。あるいは、当然職員には報告義務があり、まず上司に報告するのが当然ではないでしょうか。仮にも雑誌社から報酬を得たのであれば、これもまた処分の対象になります。なぜ文春電子版に情報提供する職員がいたんでありましようか。誰が文春に情報をリークしたのでありましようか。また、役場内で調査委員会を立ち上げ、速やかな調査をしてほしいです。こんなような声がありました。

地方公務員の守秘義務、服務規程違反は処分の対象になります。私としては公益通報制度を利用してほしかったです。2022年4月施行のパワハラ防止法に対し2022年6月の改正公益通報者保護法に基づいての対応がなぜできなかったのか、非常に残念であります。

また、町民の方が懸念してみえるのは、役場から外部への情報漏えいであります。いとも簡単に情報が第三者に漏えいされているということは、役場の危機管理に疑問を持ちます。個人情報漏えいされ、安心して生活が送れないという不安な声も多々聞きます。今回のこの文春報道は議会のスケジュールに合わせて発刊されているところに何かしらの意図を感じます。

こういった町民のご意見を受け、今回の辞職勧告決議案の内容についていろいろ私なりに精査をいたしました。100%賛成できるものではないと感じましたので、

反対の意を表明いたします。

このたびのセクハラ報道を受け、倫理的、道義的に町長を全面的に擁護するつもりはありません。それ以前に、これまで議会で行われてきた感情論先行の議論は我々議員自身も町内外に本議会の品位と信頼を失墜させるものであります。到底賛成できるものではありません。

また、町長が過去に行ったセクハラについては町長自身も一部認め、真摯に反省し、職員をはじめ議会やマスコミ、先日の自治会長会議などをはじめ様々な会合やイベント等において、町長が謝罪を重ねる努力をしてきており、私は一定の社会的責任は果たしてみえると考えております。町長自ら招いたセクハラ騒動であることは事実であります。町長ご自身が全容解明や町民への丁寧な経緯説明や事実説明、再発防止対策など、自ら招いた騒動の当事者として町政の混乱の責任を全うしたいという強い意志があるのであれば、このタイミングでもし辞職してしまえば、しっかりとした検証や事実判断、町民への正確な情報提供や説明責任が果たせず、かえってうやむやのまま終結するおそれがあります。

議会として町長の辞職勧告決議するということは大変重いことであり、その理由や勧告案の中身を含め慎重に判断しなければなりません。私も自分自身胸に手を当てて考えてみましたが、私はセクハラしてない、いわゆるパワハラしてないなどといういろいろ考えたときに、自分では結論が出ません。それぐらい辞職勧告決議案を出すということは重いということも私は今回反対の理由にした一つであります。

小島町長に直ちに辞職を促すのではなく、町の代表として今後の言動については内外に恥じぬよう厳に慎むことへの反省を促すことがまず優先すべきだと私は考えます。第三者委員会の調査は、執行部が説明したように、当事者である小島町長を含めた事実解明、再発防止の対策のためであり、第三者委員会の関連調査費約740万円を議決した議会としてその整合性を町民にどう説明できるのか、疑問であります。

小島町長のこれまでの功績や評価、岐南町のまちづくりに対する熱意や将来ビジョンなどを考えたとき、小島町政を超える次代の岐南町をリードする人材が果たして今存在するのかをセットで考える必要があります。今岐南町が抱える多くの行政課題を解決するためには町政を停滞させてはなりません。現職辞職によるその後の町政を考えたとき、もう少し時間を設け、この先の町民の利益をじっくりと見据え、冷静に検討、協議しても遅くないのではありませんか。

これらの理由から私は辞職勧告決議案に反対させていただきます。

以上であります。

○議長（後藤友紀君） ほかに討論はありませんか。

1番 長谷川 淳議員。

○1番（長谷川 淳君） 1番議員、長谷川でございます。賛成の立場で討論させていただきます。

まず、1人目反対討論で松本議員のほうから、事前に例えば週刊文春の記者から取材があって、それを議会に報告しない、行政に報告しない、これは議員としての資質がどうなのかということがありましたけど、逆にそんなまだ記事になるかどうか分からないことを一々騒いでいる人は私は議員の資質はないと思います。

さらに、週刊文春に出たとしても、しょせん文春ですから、今全国各地でいろんな問題が出ていますが、その裏を取らないとやはり騒ぐべきではないので、だからあの全協の場で1人の議員がすぐ町長のもとにかけつけたとおっしゃっていましたが、常識のあるほかの9名の議員は落ち着いて、その真意がどうかということをもまず確かめる。特に議会ですので議長と副議長が対応してくれるのが通常ですので、本来ならばそういううわさを惑わされることなく、ちゃんと議会としてどうするかということが、やっぱり議長、副議長から示されてから行動するというのが、私は議員の本質かなと思います。

また、一番最後に議員の責任もあるという中で、小島町長を擁護するような反対討論の中で、小島町長の行った行為は他意はないということがありますが、ご自身でセクハラ認識があったかないかはもう関係ありません。受け手側の問題で、その職員がやはり苦しんで、言うところがなかったから今回こういうことになったのだと思います。

また、これだけ騒動が大きくなると錯乱状態に陥っているという発言がありましたが、私もそのとおりで、町長ももう本当にお疲れで錯乱状態にも陥っていると思いますので、なおさら速やかに責任を取っていただくべきかなと思います。

また、村山議員の討論の中で、感情論で辞職勧告を出すべきじゃないというご発言がありましたが、この辞職勧告の先ほど渡邊憲司副議長が申し上げた内容を見てもらえばわかりますが、どこにも感情で出している文面はありません。全て理路整然と考えた文面でありますので、我々も賛成して署名させていただいております。

また、いろんな各地で謝罪を重ねてその努力をしているという言葉、努力という言葉で私はちょっと目が飛び出そうになったんですが、当然ですよ、これだけ騒動が大きくなって、ご自身でも記者会見でセクハラを認めていらっしゃるの、謝罪をするのは当然ですし、さらに公務によっては出席する公務、欠席する公務があって、果たしてそれが努力なんですか。私ははなはだ疑問でございます。

その中で私の持論の討論を述べさせていただきます。先日の私の一般質問を聞いて

いただいた方はそのとおりだというふうに思ってくださいっていると私は信じております。まず、私が質問してもその質問の意図を酌み取っていただけず、ご自身の正当性ばかりを主張する、一生懸命やってきたとか、本当に質問、答弁、質問、答弁の議論の、この民主主義の最たる議会の中で質疑、答弁のキャッチボールができない状態であるというところで、その中でも答弁をかいつまんでみますと、今回の事の重大さを認識しておられないのかなと思います。

一般質問でも述べましたが、5月18日の記者会見の場でCBCの記者がセクハラを認めますかというふうに2回、再確認も含めてした中で、いろんな指摘をされて認めますとはっきりと申されておりまして、その書面も残っておりますので、セクハラだということは、町長、今この時点で認めているのです。その中において、現段階で何一つ責任を取っていません。たび重なる全協や議会とかいろんな場で、嫌なら言うてくれればよかったという発言をされています。言えなかったから今回のようなことになったんだと思います。

また、先ほど2人の議員からもありましたけれども、文春がどうなのか、誰か裏で糸を引いているんじゃないかというところで、仮に裏で糸を引いている人がいたとしても、これは僕の持論ですけど、だから何なんですかという話で、それはそれでまた後から、もしも議員がやったということであれば、議会の中で懲罰動議なりをやらしてもらえばいい話かなと。小島町長もはめられたというのであれば、それはそれで個人的に文春を訴えればいい話で、今回の町長の責任のところには何一つ関係のないことなので、そこは良識のある議員の皆様は理解していただけるとありがたいと思います。

また、事あるごとに一般質問の答弁の中でも私は一生懸命就任以来仕事をしてきたという発言が本当に出ていますが、それは当たり前ですよ。高額な報酬をいただいて、岐南町の行政のトップですので、本来なら一生懸命やっているなんていう言葉も出してほしくないぐらいなんですけど、コロナ対策も一生懸命やったとか言っていますけど、それを結局答弁して、その結果起こった行為がいいことですか悪いことですかと言っても、一生懸命やったということしかおっしゃられないので、本当にご自身の正当性ばかりを主張する姿は何も反省をしていない裏返しであると考えます。

今回、このような騒動が起こった原因は、小島町長のこういう行動をしたら町民や職員、いろんな方からこう見られるという危機管理能力の欠如であると私は考えます。町行政のトップが危機管理能力が欠如していたら、もしも災害が起こったり何か問題が起こったときに、どうやって町民の命を守るんですか。どうやって子供たちの未来を守るんですか。

また、6月6日に職員へ総務課から小島町長の言葉ということでメールがありました。冒頭で今回の一連の騒動の謝罪文があり最後に、私もこれを見たとき、またまた目が飛び出そうになったんですが、職員の方に対して信頼回復に努めていただきますという文面がありました。何をおっしゃっているのかなとほんとびっくりしました。信頼回復に努めるのは町長、あなたでしょうと。本当にそう思いました。

文春の記事にも書いてありましたし、私も職員に友達何人もいますので、聞きますと、やはりほんと皆さん開いた口がふさがらず、もう何なのだという、ほんとあきれかえった状態であるというふうに聞いております。

その中で、町長は町民に対して大きな責任があります。職員の多くも岐南町民です。政治家らしく潔く一連の騒動の責任を取っていただくことを期待して、賛成討論を終わらせていただきます。

○議長（後藤友紀君） 7番 櫻井 明議員。

○7番（櫻井 明君） 7番、櫻井です。

反対、賛成、反対、賛成、今度反対される方がみえれば私出ようと思ったんですけど、多分おみえにならない、そんなようなことで議長のお許しをいただきましたので、一言申し上げたいと思います。

さきの一般質問で、若い同僚議員、町長あなたに品格とは何ですか、品性とは何ですか、どんなもんだと町長あなたはお考えですかという質問がございましたよね、問合せが。お答えになりませんでしたよね。品格とは気高さや上品さ、そんな雰囲気です。品性とは下品で卑しくない道徳的な人間のことを言うんです。かく私はあのとき聞いておまして、ああこれはご自分で答弁できないんだなど、だからあまりにもかけ離れた自分を思われたんだろうと私は勝手にそう理解しておりました。

そして、今いろいろございました。文春がどうのこうのああとか、実に変えちゃいかんですよ、本質を。やったのは誰なんですか。それから、先ほど反対討論されましたね。なぜそういった組織をつくらなかったのか。つくるなら2年前につくれたんですよ、そのつもりがあれば、ご自分で。我々何も知らなかった。あのテレビ報道を見て飛び上がったんですよ、なんじゃこれほど。それが本質です。

また、議員が知っていたどうのこうのということがございますけど、全くない。あのとき議員に聞いても、お一人の人は、ああ直前に何かインタビュー受けたというようなことを言われた方はおみえでしたけど、内容については聞いていません。そのほかは全く私と同じ、全く知らなかった。ならば、2年前に報告していただければ、それなりのこともしましたけど、何もない。そういった調査委員会をつくると、セクハラをああいった岐南町にも紙に書いた形式的なものはあるんですが、その中でそう

いった委員会を設置できると、それは町長がつくることになっておるんですよ。だから、町長がつくる。

また、今何だかんだとおっしゃってみえますけど、やっぱりやったのはあなたで、お認めじゃないですか。それが6人だったか7人だったか、それ以上だったかは知りません。私の感覚としてはもっとみえると思っています。それはそれとしておいて、1人でもやっちゃいかんでしょ、トップに立つ人が。それが品格があり品性がある方、そういう方が町長になるべきです。合っている動きです。

したがって、何かいっぱいおっしゃられましたので、私の頭の中混乱して何を言えばいいのかちょっと分かりませんでしたけど、もうあなたはお認めになったんだから、もうそれで終わり。しかも2年前に続いてまた新たにそういったことをやってみえるんです。それについてのことですから、あなたはお認めになられたらもうそれまで。しかも、第三者委員会をつくる、私は反対しましたよ、私反対しているんですよ。740万もったいない。出すんならご自分でやりなさいと。これは先ほど松本議員がおっしゃったように、私も言いました。ご自分のことでしょうと。ご自分で訴えてください。それはご自分のため、かつ町民のためだと。それをやらなきゃいかんですよ。あくまでも自分ごととしてやっていただきたい。

それから、740万の公費負担についてもご返答がころころしているんですよ。最初私が聞いたときには一切しませんという話、それからいろんな議員から、そんなことはないだろうと出てきたときに、応分の負担をされると言った。私は応分では納得できないんで、どうですかということがあったんですけど、お答えにならず、時間も来たというようなことがございまして、あやふやなことで終わった。そして、今回の先日行われた一般質問で、議員の中から応分の負担されるんですねと聞いたら、全額公費ですとおっしゃられた。だから私はその後、どうなんですか、違うじゃないですかと申し上げて、しっかりした確証は得られないまま私は時間が来て終わってしまいました。そんなこともございまして、やっぱりもうこれは、私がああときテレビでああいった放送を聞いたときに、私は最後に町長はこれで辞職すると言われると思った。それで、町民の方に清く再挑戦されると思った。あの時点なら私個人的にまた返り咲いていたと思いますよ。もうごめんなさい、今ではもうないでしょう。

先ほど村山議員のほうから、町民からいわゆる辞職させるのは間違いだと、あるいはこんな大騒ぎするのはばかばかしいというようなことがあったみたいですけど、私に来ることは全く違います。早くも、このまんまで議会が何も動かないなら、町民でリコールするよと、櫻井さん、リコールするにはどうすればいいんだと。そりゃ大変だよとお答えしたんですよ。そんな方が2人からございまして。もうそこまで町民の

方も追い込まれているんです。

これはまだぜひ言っていただきたいということは、反論していただきたいということとはなかったですか。そんなようなことです。とにかく私は1点、ご自分のこと、自分で認めた、あの意見を、あのテレビを聞けば、もうそれで終わり。ゴングを閉められたんです。セクハラやった、ごめんなさいと言われたんです。何を調査するんですか。私はそう思っている。だから、740万もつたいないと言ったんですよ。本当にお金をかけるなら、ほかの議員も言われるように、今後について、そういうことにならない基準づくりとか、そういったことに金を使うというのならまだしも、ご自分の身の潔白を晴らすがために利用するなんていうことはおよしいいただきたいと今でも思っております。自分のことは自分でやってください。

そんなことですか。あとは長谷川議員もはっきりとおっしゃっていただいたようなことでございますのであえて申し上げません。

実は、こんなことを用意してきたことがございましたので、それだけちょっと読み上げさせていただきます。セクハラ認識はなかったと釈明しておみえですね、町長は。だが、今回小島町長のセクハラ行為の決定的証拠となる音声、録音を週刊文春はお持ちだということが出ております。したがって、今日のこんなじたばただって、この会議が終われば多分インタビューを求められるでしょう。どうされるんですか。お約束どおり無視されるんですかと、辞職勧告を。多分無視されるとおっしゃるでしょう。そうすると、今度はひょっとしたら、そのテープが出てきたりしたら、もうどうしようもないことになるんですよ。

そのこともございますので、ここでたくさんあって、いろんな事例とりあえずメモ書きしてきましたけど、今のことで十分お分かりいただけたと私は勝手にそう信じまして、町長の清い思いで清い態度、それを取っていただきたい。そして、もう中で職員が町長を避けて歩くというようこと、ばかなことをやっちゃいかんですよ。私、びっくりしたんですよ。おかしいなと思ったのは、町長室で面会を申し込んだ。午前中の方と午後の方と担当者が違っておるんですよ。あれっと思った。どうしてこんな、以前はあの立派な本当に信頼の置ける優秀なお人が町長の秘書をやっておみえでした。以前、それは事務局でやってくれていましたから、よく知っている。町長がもらっていくよということだった。それやめてよというようなことだったんですけど、彼女は行かれた。すると、彼女は彼女で喜んでみえたんですよ。その方を非常にやめざるを得ないように。いまだ役場のほうは辞職じゃないと言っているんですけど、辞職届けを出したんだけど預かりになっているというようなことですよ。長期に休んでいると。だから、お聞きしたんです。長期休んでいるということは、医者 of 証明書か

何かあるんですか。それはありません。いつまで休まれるんですか。分かりません。そんな状態です。

女性も担当者が今そういったことで、午前と午後で変わるんですね。同じにならないように。そして、なるべく女性は近づくなと。とんでもない話でしょう。今は外部にお願いされましたよね。その経費だってただじゃないですよ、余分ですよ。それでまたここで町議会を解散するとおっしゃってみえるんですから、やられれば良いとは思うんですよ。そうしたら、そのときにその費用とか大変。先ほど2,000万とおっしゃいましたけど、確かに2,000万をはるかに超える金額がかかってくると思うんですね。そんなようなことを考えると、やはりここは一刻も早くやめられるべき、そして私がこの一般質問でお願いしたような、たかだか20万、40万の補助金のもので一切やらないというようなこと。にもかかわらず、こういった金額よりもっともっと大きな訳の分からんものが出てきて、それはやめていただきましたけど、そういうことを考えても、やはり今回はしっかりと、ご自分のことはご自分でしっかりとお決めください。それが私は十数年小島町長と議員時代何だかんだとやり合った仲間じゃないですか。まさかこんな立場に私は立つと思っていませんでした。それだけに非常に残念でなりません。ならば、同じ年代の者として、ここは潔く責任を取っていただきたい。そういうことをやるべきです。で、訴えるなら訴えてください。よろしく願いいたします。以上です。そういったことで私は賛成答弁をさせていただきました。

今お2人の方、反対されましたけど、できることならば、なればということで私にご賛同いただければありがたい、そんな思いであえて答弁させていただきました。ありがとうございます。よろしく願いします。

○議長（後藤友紀君） 4番 三宅祐司議員。

○4番（三宅祐司君） 4番議員、三宅でございます。賛成の立場で討論させていただきます。

渡邊副議長の発言されました決議文、これが全てであります。また、理由は私、一般質問でもさせていただきましたけれども、これが最小限の事実ということで十分かと思っております。

ここまでハラスメントの質疑に対して町長はとにかく一生懸命やっておるのでいうのを前置きされるも、その後続く言葉には常に論点からかけ離れた言い訳としか受け取れないような発言、こうした発言が反省あるいは改善というものに値する言葉、思いというものを感ぜられませんでした。こうした中でその真偽の余地なしというふうに判断をしたわけでございますけれども、やはり被害に遭われた職員の方にどれだけつらい思いをさせたのか。いわゆる外に発信するというのもできず、セカンドハ

ラスメントをも想像するようなセクハラだけに収まらない2年間に及ぶこの行為、そしてセクハラに匹敵するパワハラ行為と、職員の思いにいまだ鈍感で気がつかれないこの町長には、この町、岐南町を担うリーダーとして失格と言わざるを得ないというのが辞職勧告に賛成した私の理由でございますが、先ほど松本議員、村山議員、反対ということでおっしゃられました。この中に第三者委員会というのは正しい選択だと思っております。しかしながら、結果が出るまでに余りにも長い時間がかかります。そこで、職員の思いというのをどう考えておられるのか。役場が機能しない、第三者委員会ということをご両方おっしゃられておりますが、この役場の機能ができないという状況、そして村山議員が先ほどおっしゃられた職員が外部へリークした、上司に言うべきだったということをおっしゃられましたが、言えますか。今までの状況を見た中で、職員が怖くて言えなかった、根源ですね。怖くて言えなかった。私、一般質問で権力というものはどういうものかということも申し上げました。町長の認識不足、この権力、忖度、リーダーとしての資質というものを重視してお話をさせていたいただきましたけれども、こういったことを考えたときに当たり前に行えること、すべきことというのは分かっています。しかし、できなかったという事実、ここを見て判断してください。村山議員、松本議員。非常にデリケートな難しい問題だと思います。しかしながら、パワハラということも含めて、この岐南町がどう進んでいくか、こういったことを考えていきますと、この辞職をお願いしたいということで、賛成討論とさせていただきます。

以上です。

○議長（後藤友紀君） 6番 松原浩二議員。

○6番（松原浩二君） 6番議員、松原でございます。賛成続いて申しわけないですが、私も賛成の立場で討論をさせていただきます。

今まで反対、それから賛成の方、多くいろいろ細かいところに至っても討論の中でありましたが、そういったことも、私のほうからもいろいろ同じようなことを言っても時間的なこともあるので。

そもそもの話、この疑惑というか、文春5月ですかね、出たときに、最初報道関係で説明があったということで、私はこれどうにも議会とか、また町民にきちっと説明する。今でもそうですけど、町民に対して何やってと、町長というのは町民から選ばれた立場であるので、やはり町民に対して自分が間違っただけはしてないんだということもきちっと話をさせていただくべきだと思っております、そういう話もさせていただきましたが、今の状態ということで。

第三者委員会とずっと言われ続けておりますが、それはもちろん先ほどもお話があ

りましたように、町の名誉とか、町民の方からも私結構お話いただくんですけど、よその地域に行ったときに、あんた岐南町民かねとか、言い方がこんなふうで私もよその町の議員からいろいろ言われるんですが、そういったことも含めてこの第三者委員会、先ほど740万、予算では一応計上したんですけど、これやっぱり町民の方から例えば自治会長が道路直してくれと、道路直すにもここからここまで直してくれと言ったときに、ちょっと予算が厳しいから今年はこっだけ半分で、あと来年ねとか、いろいろ今年どうしてもやってほしいことが先送りになっているとかいろんな、予算の都合でと言われるんですけど、じゃ、これ740万って本来使わなくていいやつが、何ですぐポンと出るのとか、そういうことをやっぱり言われるわけですよ。

こういうことになってしまったので、やっぱりそういう法的なところできちっと何らか出してもらわなあかんんですけど、ただこの第三者委員会といっても、正確に聞き取りしたのが100%全部来るかという、そういうことは難しいところでもあります。やっぱり個人によっては表に出してほしくないこととか、そういったこともあって、じゃどれだけ反映されるのかということ、そういうこともありますし、私ら議員にも何で職員を守ってやらのやとか言われるんですけど、本来職員を守るのは首長であると思っているので、だからその守るべき立場の人がそういう逆のことをやっている、全協の場でも私言いましたけど、飲酒運転を取り締まる警察官が飲酒運転しておったらあかんやろという、そういう本末転倒みたいな感じで、今現状、じゃスムーズに行っているかという、町政の部分でいろいろ混乱というか、いろんな行事等、これコロナで3年間いろんな行事等が止まっていた状況なんですけど、それで新しく本年度はスポーツ大会も始まっていますし、恐らくぎなんフェスタ、それから町民運動会、そういったものもどんどんやっていかなあかん。ただ、その担当の役員の方も毎年、例えば子ども会会長とか自治会長も1年ごとに代わるようなところだと、過去3年間やっていないわけですから、それこそ前よりももっと段取りよくきちっとしてもらわないと、これは本当に町民のためにならないので、そういったところでちょっと遅れているところとかも聞いていますし、あと私らも同じ言葉一つ気をつけなあかんところもあるので、役場職員も部長、課長もこれからどういうふう例えば部下を指導していけばいいのかという、そういったところが非常に難しくなっていると思います。

そういったことで、やっぱり早期に、来年とかじゃなくて、もうすぐ何らかの変った形にしないと、新しい形にしないと、奇しくも5月のマイタウンの表紙がたしか「生まれ変わるぎなん」とか書いてありましたので、すぐにやっぱりきちとした形でやっていただきたいということで、小島町長本人の個人の名誉もちろんあるかも

しれないですけど、やっぱり町長としての立場でしっかりと考えてご判断をいただけたらと思います。

そういうところで賛成の立場で討論をさせていただきました。

○議長（後藤友紀君） 9番 木下美津子議員。

○9番（木下美津子君） 9番議員、木下でございます。議長よりお許しをいただきましたので、賛成の立場で一言発言させていただきます。

小島町長とは議員時代20年近くご一緒させていただきました。私の知る議員時代の町長は町内をほんとにくまなく回られて、町民の方の声を行政に伝える活動を積極的にされていたお姿を思い浮かべます。こうした議員としての活動は見習わなければいけないなどそのときの私は思いました。町民の方の中にも小島議員のこうした活動を評価された方も多くおられると思います。そのことは4年に1度の議員選挙の得票数にもしっかりと現れておりました。こうした経歴の中、このたびの不祥事を起こされたことは誠に残念でなりません。

そうした中、この現状の態勢が続くと町政運営にも支障をもたらしかねないと思います。また、町長ご自身の名誉、そして今までの実績にも今以上に傷をつけることになるのではないかと考え、このたびの辞職勧告決議案に同意をいたしました。

以上でございます。

○議長（後藤友紀君） これをもって討論を終結します。

これより採決します。なお、この案件は地方自治法第178条に基づく議決ではありませんので、念のため申し添えます。

決議案第1号を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（後藤友紀君） 起立多数であります。よって、決議案第1号 小島英雄岐南町長に対する辞職勧告決議については、原案のとおり可決されました。



閉議閉会

○議長（後藤友紀君） 以上をもって今期定例会に付議された事件は全て議了いたしました。

よって、本日の会議はこれをもって閉じ、2023年（令和5年）第2回定例会を閉会いたします。

午前11時37分 閉会

—————◇—————
本会議録の正当であることを認め、ここに署名する。

岐南町議会議長

後 藤 友 紀

岐南町議会議員

岩 田 晴 義

岐南町議会議員

長谷川 淳

